



障がいのある方を雇用される事業主の皆様へ 八戸市障がい者雇用奨励金のご案内



八戸市では、障がい者の雇用の促進と生活の安定を図るため、市内に居住する障がい者を常用労働者として雇用した事業主の皆様へ、国の助成金^(※)に引き続き奨励金を交付していますので、積極にご活用ください。

(※)国の助成金…国の特定求職者雇用開発助成金のうち障害者の雇用に係る特定就職困難者コース助成金

交付の対象となる事業主

次の①～④の要件をすべて満たした事業主に対して交付されます。

- ①八戸市内に事業所を有していること。
- ②交付の対象となる労働者を常用労働者として雇用し、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に国の助成金支給対象期間を満了すること。
- ③納付すべき市税を滞納していないこと。
- ④交付対象となる障がい者に係る国の助成金の支給期間が満了する前6か月以内に事業主の都合で従業員を解雇していないこと。

※常用労働者…雇用保険被保険者区分が1であり、かつ週の勤務時間が20時間以上の方。

※週の勤務時間が20時間～30時間未満の方は短時間労働者として対象となります。

奨励金の交付額(月額)

区分	勤務時間 (週)	
	20時間以上 30時間未満	30時間以上
障がい者	6,000円	10,000円
重度障がい者等	12,000円	20,000円

交付の対象となる労働者

市内に居住する障がい者

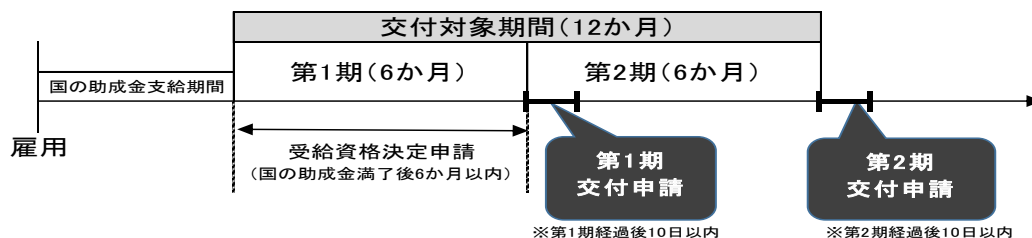
※重度障がい者等とは…次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級又は2級
- ・療育(愛護)手帳A
- ・知的障害者判定機関により重度障害者と認定された知的障がい者の方
- ・雇用された日において45歳以上の身体、知的障がい者の方
- ・精神障がい者の方

奨励金の交付対象期間

- ・国の助成金支給が満了した翌月から起算して12か月まで(離職した場合は離職した月まで)。
- ・12か月のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とし、勤務日数が16日以上である月について交付します。

※ただし、第1期中に離職したときは、奨励金の対象外となります。



詳しくは・・・

八戸市 障がい者雇用奨励金

検索



【お問い合わせ先】

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課(別館5階)

TEL : 43-9038 (直通) FAX : 43-2146

E-mail : sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

奨励金交付までの流れ

1. 雇用した障がい者の国の助成金支給期間が満了

国の助成金支給が満了した翌月から6か月以内

2. 産業労政課へ受給資格決定申請書等を提出

【提出書類】

- ・ 受給資格決定申請書
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 雇用条件通知書の写しあるいはこれに代わるもの
- ・ 国の助成金の支給決定通知書の写し
- ・ その他市長が必要と認めたもの

3. 書類審査後、通知書が送付される

国の助成金支給が満了した翌月から6か月(第1期)経過後10日以内

4. 産業労政課へ交付決定申請書等を提出

受給資格が決定された労働者の勤務状況を交付申請書等により報告する。

【提出書類】

- ・ 交付申請(実績報告)書
- ・ 交付対象月分の勤務日数を証明するもの(勤務簿、タイムカードの写し等)
- ・ 交付対象者が離職した場合は、雇用保険被保険者喪失確認通知書の写し
- ・ その他市長が必要と認めたもの

※離職した場合の交付対象期間は離職月まで

※国の助成金支給が満了した翌月から6か月以内(第1期中)に離職した場合は交付対象外。

※年次有給休暇を含む勤務日数が15日以下の月については、交付対象外。

5. 書類審査後、通知書が送付される

通知書と所定の請求書が送付されたら、請求書に必要事項を記入し、交付決定日から10日以内に産業労政課へ提出する。

6. 請求書提出から約2週間で指定の口座へ奨励金が振り込まれる

※第1期の次の6か月(第2期)経過後も、「奨励金交付までの流れ4~6」と同様の手続きとなります。